

和歌山大学名誉教授称号授与に関する運用細則

制 定 令和4年11月25日
法人和歌山大学規程第2478号

第1条 この運用細則は、和歌山大学名誉教授称号授与規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、名誉教授の称号の授与に関し、必要な事項を定める。

第2条 規程第3条第1号ただし書き「大学の運営に関して特に功労の顕著であった者及び教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者」については、次の第1号及び第2号に該当する者を「大学の運営に関して特に功労の顕著であった者」とし、第3号に該当する者を「学術上の功績が特に顕著であった者」として選考の対象とすることができる。

- (1) 和歌山大学（以下「本学」という。）学長として大学の運営に関して特に功労の顕著であった者。
- (2) 本学の理事（本学教授から就任した理事に限る）、副学長、学部長、評議員、副学部長、基幹及び機構の附属機関の長を経験し、本学教授として5年以上勤務した者。
- (3) 国内外の学協会賞等を授与されるなど、国立大学法人和歌山大学組織規則第15条に定める学部等又は第16条に定める基幹若しくは機構の長が、本学在任中の学術上の功績が特に顕著であると認める者。

附 則

この運用細則は、令和4年11月25日から施行する。

ただし、この運用細則制定前に授与した称号については、なお従前の例によるものとし、また、この運用細則制定前から在職する者については従前の例によることができる。